

堺市アスベスト対策推進庁内委員会要綱

(設置)

第1条 アスベストに関する本市の施策等について、部局間の連携の強化を図り、本市におけるアスベスト対策を総合的かつ効果的に推進するため、堺市アスベスト対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建築物等におけるアスベストの飛散防止に係る施策の総合調整に関すること。
- (2) 市民の健康保持等のためのアスベストに関する施策の総合調整に関すること。
- (3) アスベストに関する本市の独自施策の検討に関すること。
- (4) アスベストに関する施策等の推進に係る関係部局間の調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市におけるアスベスト対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、環境局長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の特例)

第6条 委員長は、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない事由のある場合は、事案の内容を記載した文書を委員に回付し、それらの意見を聴取することにより、会議に代えることができる。

(推進部会)

第7条 委員会に推進部会を置き、部会長及び部会員で組織する。

- 2 部会長は環境保全部長の職にある者を、部会員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 第4条から前条までの規定は、推進部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(チーム)

第8条 推進部会には、取組方針を実行させるため、次に掲げるチームを置く。

- (1) 監視指導チーム
- (2) 災害対策チーム
- (3) 健康支援チーム
- (4) 市有建築物チーム

2 チームは、チーム長及び構成員で組織し、別表第3に掲げる者をもってこれらに充てる。

3 チーム長は、チームの会務を総理する。

(庶務)

第9条 委員会（推進部会を含む。次条において同じ。）の庶務は、環境共生課において行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

危機管理室長

環境保全部長

環境事業部長

保健所次長

住宅部長

建築部長

開発調整部長

公園緑地部長

警防部長

下水道施設部長

学校管理部部理事（教育施設担当）

別表第2（第7条関係）

危機管理課長

環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当）

環境対策課長

環境事業管理課長

保健医療薬務課長

住宅管理課長

住宅改良課長

建築監理課長

建築安全課長

建築防災推進課長

公園監理課長

警防課長

技術力強化担当課長

学校施設課長

別表第3（第8条関係）

チームの名称	チーム長	チームの構成員
監視指導チーム	環境対策課長	環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当） 建築安全課長 建築防災推進課長
災害対策チーム	環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当）	危機管理課長 環境対策課長 環境事業管理課長 警防課長
健康支援チーム	保健医療薬務課長	環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当）
市有建築物チーム	建築監理課長	環境共生課参事（アスベスト対策・調整担当） 住宅管理課長 住宅改良課長 公園監理課長 技術力強化担当課長 学校施設課長